

2026 年度

編入学資格証明書（高等学校専攻科 修了者用）

創価大学長 殿

フリガナ		性別	男・女	
氏名		生年月日	年 月 日	
学 校 名 (修了当時の名称)				
専 攻 科 名 (修了当時の名称)				
通 学 区 分	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 特別支援学校
在 籍 期 間	入学	年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 修了	<input type="checkbox"/> 修了見込	年 月 日	
上記学生修了の高等学校 専攻科課程 設置認可日				
校名変更・所在地変更等				

上記の者は、本校において法令（学校教育法第 58 条の 2）の定める大学への編入学資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

学校名

所在地

校長名

(校長印)

※ 2 枚目（裏面）があります。

高等学校証明発行ご担当各位

創価大学通信教育部では、学校教育法（第 58 条の 2）に定める高等学校専攻科修了者を 3 年次編入学者として、受け入れを行っています。

この「編入学資格証明書」は、高等学校専攻科を修了された方が創価大学通信教育部（正科課程）に編入学するにあたり、その資格を証明するための書面です。本証明書の発行依頼がありましたら、下記の〈留意事項〉と〈記入方法〉をご確認の上、証明書の作成、発行をお願い申し上げます。

〈留意事項〉

○高等学校専攻科にかかる本学通信教育部への編入学資格は、以下（1 および 2）の要件に該当する必要があります。

1. 高等学校等専攻科の修了者のうち、その修業年限が 2 年以上で、かつその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を満たす（学校教育法施行規則第 100 条の 2、平成 28 年文部科学省告示第 63 号・第 64 号）
2. 高等学校卒業などの大学入学資格を有する者（学校教育法第 90 条）

○修了見込みの証明書で出願される場合、修了後直ちに「修了証明書」の提出が別途必要です。

〈記入方法〉

○証明書のすべての項目について、もれなくご記入ください。

○校名変更・所在地変更等のある場合は、「校名変更・所在地変更等記入欄」にご記入ください。

〔参考〕高等学校専攻科修了者の大学編入学資格に関する法令等の概要

○高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（第 90 条第 1 項に規定する者に限る）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。【学校教育法第 58 条の 2】

文部科学大臣の定める基準は、修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総単位その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。【学校教育法施行規則第 100 条の 2】

○全日制または定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62 単位以上を修得するものであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62 単位以上を修得するものであることと、120 単位時間（1 単位時間標準 50 分）に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時間数以上の面接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。【平成 28 年文部科学省告示第 35 号】

○基準を満たす高等学校の専攻科を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で 1 年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

【学校教育法施行規則第 100 条の 2 第 2 項】